

監査告示第4号

令和7年3月24日

鹿児島市監査委員	宮之原	賢
同	小迫	義仁
同	大森	忍
同	佐藤	高広

令和6年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象校

小学校 本名小学校 本城小学校 牟礼岡小学校 南方小学校 花尾小学校 川上小学校 吉野小学校 大明丘小学校 清水小学校 山下小学校 松原小学校 城南小学校 原良小学校 明和小学校 武岡小学校 西田小学校 荒田小学校 桜丘西小学校

中学校 清水中学校 甲東中学校 城西中学校 明和中学校 甲南中学校 桜丘中学校 玉龍中学校

高等学校 鹿児島女子高等学校

(2) 対象範囲

原則として令和6年4月1日から同年11月30日までに執行された事務事業

#### 4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

##### (1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

##### (2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

##### (3) 物品会計事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

##### (4) 財産管理事務

校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

##### (5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

##### (6) 市職員の勤務処理等

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに会計年度任用職員の雇用等の処理状況

##### (7) その他

現金等の適正な管理など

#### 5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

#### 6 監査の実施場所及び日程

##### (1) 実施場所

監査事務局及び監査対象校

##### (2) 実施日程

令和7年1月10日から同年3月24日まで

#### 7 監査の結果

各監査項目ともにおおむね適正に事務処理等がなされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係学校長に直接又は教育委員会事務局及び関係所属長を通じて別途指示した。

各項目の監査結果は、次のとおりであった。

## (1) 収入事務

### [指摘事項]

- ・ 鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例第3条第2項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、学校体育施設の開放に伴う使用料で前納されていないものがあった。(清水小8件、原良小2件、西田小1件、清水中3件、甲東中2件、明和中1件、甲南中4件、桜丘中2件)
- ・ 学校体育施設開放(キーボックス運用)において、利用団体は、利用日前までに、運営協議会に対し、照明設備使用料の「納入済通知書学校控」を提出することとなっているが、提出をさせていないものがあった。(吉野小多数)

## (2) 支出事務

指摘事項なし

## (3) 物品会計事務

### [指摘事項]

- ・ 薬品等使用簿に記載された残量と薬品の現有量が、一致しない。(清水中、甲南中)
- ・ 毒物及び劇物取締法第12条第3項によると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、「医薬用外劇物」の表示がされていない。(桜丘西小、明和中)
- ・ 薬品等使用簿に薬品の使用量及び残量の記載がないものがあった。(明和中全件)
- ・ 薬品等の保管管理は、施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこととされているが、常時施錠がされていなかった。(明和中)

## (4) 財産管理事務

指摘事項なし

## (5) 学校防災

### [指摘事項]

- ・ 鹿児島市立学校管理規則第25条第1項によると、消防法第8条に規定する学校の防火管理者は校長となっているが、防火管理者に教頭が選任されている。(西田小、明和中)

## (6) 市職員の勤務処理等

### [指摘事項]

- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難しい場合は、私有車使用伺簿によるものとする

となっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用しているものがあつた。

(城南小3件、甲東中全件)

- ・ 鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第4条第2項によると、酒気帯び確認は、運転の直前、運転を含む業務の開始前又は出勤時及び運転の直後、運転を含む業務の終了後又は退勤時に行うとなっているが、確認が行われていなかったものがあつた。(城南小5件)
- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請しなければならない。ただし、情報処理システムにより難しい場合は、私有車使用伺簿によるものとするとなっており、また、同要綱第5条第1項第2号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険(対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。)に加入していることとなっているが、任意保険の補償内容が基準を満たしていないものがあつた。(明和小1件)

#### (7) その他

指摘事項なし

#### [意見]

- ・ 市立学校で取り扱う学校徴収金等は、教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収する私費会計であるが、学校職員がその会計事務を行っており、公費と同様に厳正な取扱いが求められる。しかしながら、当該徴収金等は、地方自治法や財務会計規則等の適用を受けず、市の会計上のチェックを受けることがないことから、その会計事務については、内部統制上、リスクの高い事務といえる。

このようなことから、今回、監査対象校が取り扱っている学校徴収金等の管理・保管状況について確認したところ、一部に通帳の保管場所が不適切なものや、校内での相互点検(内部監査)が不十分なものなど、チェック体制において問題やリスクのある事例があつた。

先般、本市の会計年度任用職員による学校徴収金の横領事案が発生したが、紛失・盗難等の事故や不正が発生すれば、担当職員のみならず、学校の管理責任、教育委員会の指導責任も問われることから、学校徴収金等の不適切な取扱いを未然に防止すべく、組織としての内部統制の機能を十分に発揮できる仕組みやチェック体制の整備に厳に努められたい。

特に、教育委員会においては、今般の不祥事案を受け、さらに徹底した再発防止策を検討するとともに、学校現場に対する指導を徹底されたい。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの